

## 第4編

---

# 大規模事故編



# 第1章 総論

## 第1節 基本的考え方

### 第1 計画の目的

#### 1 計画の目的

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、地震災害、風水害等の自然災害に備えて必要な防災活動を定めたものである。しかし、近年、社会及び産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、社会的要因による大規模な事故による被害に対しても、防災対策を一層充実、強化することが求められるようになってきた。

本市においても、交通災害や危険物災害等、大規模事故災害に対する潜在的危険性がある。そこで、大規模な事故に対する応急対策を充実強化するために大規模事故編を策定する。

#### 2 対象とする災害

大規模事故として対象となる災害は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する大規模な事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与えるものである。

なお、下記に想定されてない災害で、大規模事故に類する災害についても、この計画に定められた規定を準用する。

#### 対象とする災害の種類

- ① 大規模火災等対策
  - ア 大規模火災
  - イ 危険物等災害
- ② 公共交通等事故対策
  - ア 航空機災害
  - イ 鉄道災害
  - ウ 道路災害
- ③ 放射性物質事故対策

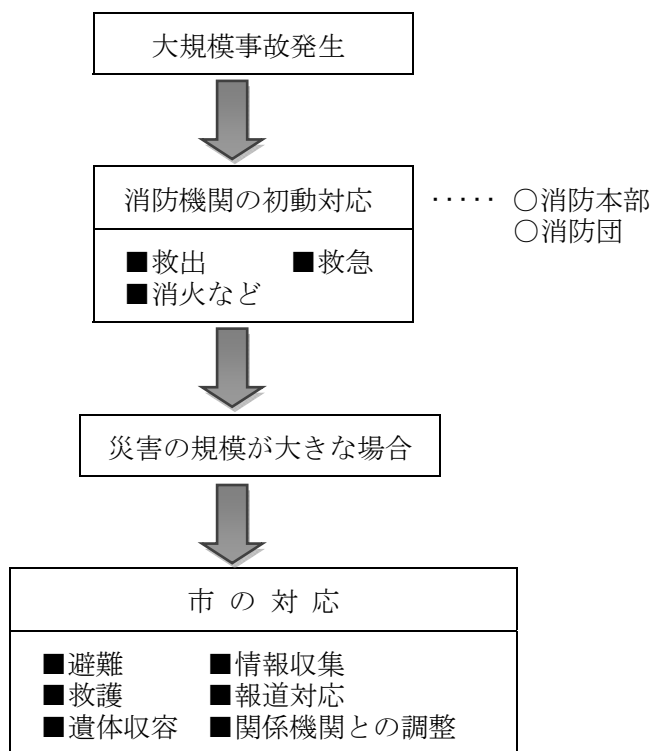
### 第2 計画の基本方針

#### 1 大規模火災等、公共交通等事故

大規模事故のうち、大規模火災等や公共交通等事故は、地震災害及び風水害と異なり、発生原因となる事象及び災害が影響する範囲が局地的であり、市域全体に甚大な被害が発生することはないといえる。

大規模事故等が発生した場合、必要となることは、一刻も早く人命を救助し二次災害を防ぐことである。

これらの対応については、初動対応として、消防本部及び消防団があたることとなっているが、事故の規模や影響が大きな場合、災害警戒本部（注意配備～警戒配備）又は災害対策本部（第1配備～第2配備）を設置し、必要な対策を実施する。それらの対策は、原則として、第2編 地震編 第3章 応急対策計画に準ずるものとする。



## 2 放射性物質事故

放射性物質事故による災害は、原子力事業所の事故や核燃料物質の運搬に伴う事故等による影響が想定される。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限、市民の生活、社会経済活動など様々な影響が及んだことから、本編に予防対策、応急対策及び復旧対策について本編「第4章 放射性物質事故対策」に定めるものとする。

## 第2章 大規模火災等対策

### 第1節 大規模火災対策

#### 第1 基本方針

大規模な火災による多数の死傷者等の発生といった災害の対策について、市のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

#### 第2 予防計画

##### 1 火災に強い都市づくり

###### (1) 建築物不燃化の促進

建築物の不燃化を促進するために、次の対策を行う。

なお、詳細は、地震編 第2章災害予防計画第1節「災害に強い都市づくり」参照。

- ① 建築物の防火規制
  - ア 防火地域及び準防火地域の指定
  - イ 屋根・外壁不燃区域の指定
- ② 都市防災不燃化促進事業

###### (2) 防災空間の整備・拡大

延焼を防止するためのオープンスペース等、防災空間の整備・拡大をするために次の対策を行う。

なお、詳細は、地震編 第2章災害予防計画第1節「災害に強い都市づくり」参照。

- ① 良好な緑地の保全
- ② 都市公園への防災施設の整備、火災に強い樹木の植栽
- ③ 街路の整備

###### (3) 市街地の整備

防災上安全性の高い市街地の形成を推進するため、土地区画整理事業等を推進する。

なお、詳細は、地震編 第2章災害予防計画第1節「災害に強い都市づくり」参照。

##### 2 消防体制の充実

###### (1) 火災の予防査察

火災を未然に防止するため、消防法、火災予防条例等に基づき予防査察を行う。

なお、詳細は、地震編 第2章災害予防計画第5節「消防体制の整備」参照。

## (2) 建築物の防火対策

多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ① 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- ② 消火、通報、避難等の訓練
- ③ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- ④ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- ⑤ 従業員等に対する防火教育の実施

## (3) 消防組織及び施設充実

消防職員及び消防団員の確保及び消防資機材の拡充に努める。

なお、詳細は、地震編 第2章災害予防計画第5節「消防体制の整備」参照。

# 第3 応急対策計画

事務局は、災害の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第1節「災害体制の確立」参照。

## 1 情報収集・伝達体制

事務局、消防班は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第2節「情報の収集・伝達」参照。

## 2 消火・救助・救急活動

消防班は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。

消防班は、救助活動及び負傷者等を救急指定病院に搬送する。事務局は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「救出・救急・消防」参照。

## 3 交通規制

鎌ヶ谷警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を図る。

## 4 避難

事務局は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難の勧告又は避難の指示を発令し、安全な地域の

避難所開設を指示する。

避難所1班～5班は、避難所に職員を派遣して開設する。

消防班は、避難誘導にあたっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第7節「避難」参照。

## 5 救援・救護

総務企画1班・2班は、被災者に対して食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第8節「生活救援」参照。

# 第4 復旧計画

それぞれの原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、地震編 第4章「災害復旧計画」に準ずるものとする。

## 第2節 危険物災害対策

### 第1 基本方針

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物災害に対する予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

なお、危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

### 第2 予防計画

#### 1 危険物

##### (1) 事業所等

消防法別表第一により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

- ① 危険物保安監督者
- ② 危険物保安統括管理者
- ③ 危険物施設保安員

##### (2) 市、消防本部及び県

- ① 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修等をさせるなど、危険物の規制を実施する。
- ② 監督行政庁の立場から次の予防対策を実施する。

##### ア 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

##### イ 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させるとともに、事故防止等に関する安全化について指導を実施する。

##### ウ 消防体制の強化

消防本部は、事業所ごとの火災防災計画を作成する。

##### エ 防災教育

危険物関係者及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。



## 第3 応急対策計画

事務局は、災害の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第1節「災害体制の確立」参照。

### 1 情報収集・伝達体制

消防班は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

事務局は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第2節「情報の収集・伝達」参照。

### 2 消火・救助・救急活動

消防班、消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防班は、救助活動を行い負傷者等を医療機関に搬送する。

事務局は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、市町村に応援を要請する。民間からは救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「救出・救急・消防」参照。

### 3 交通規制

鎌ヶ谷警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

### 4 避難

事務局は、危険物災害により影響を受ける区域の住民に対し、避難の勧告又は避難の指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。

避難所1班～5班は、避難所に職員を派遣して開設する。

消防班は、避難誘導にあたっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第7節「避難」参照。

### 5 危険物等による環境汚染の防止

危険物等漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

## 第4 復旧計画

それぞれの原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、地震編 第4章「災

害復旧計画」に準ずるものとする。

# 第3章 公共交通等事故対策

## 第1節 航空機災害対策

### 第1 基本方針

市域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、関係機関と連携して遭難者を迅速かつ適切に救助することにより被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

### 第2 予防計画

関係機関と連携して、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

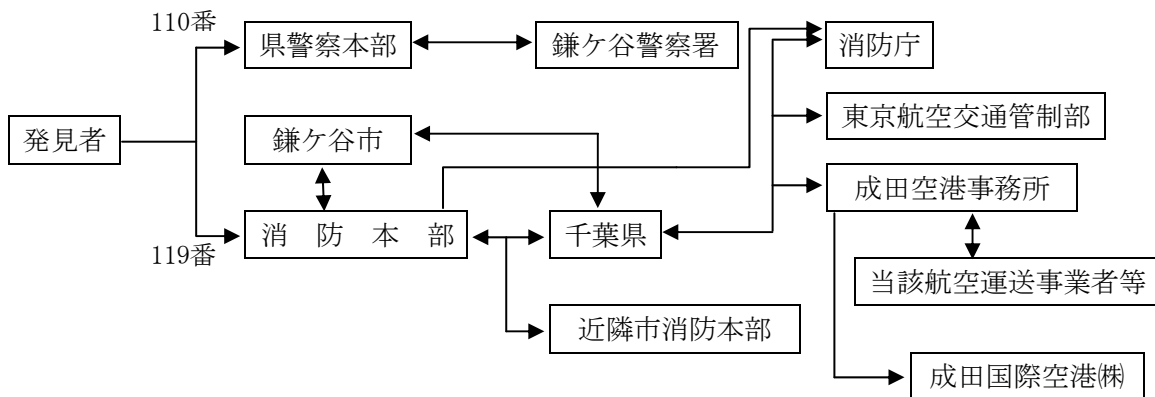
### 第3 応急対策計画

#### 1 情報収集・伝達体制

発見者からの通報があった場合は、消防班は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

事務局は、事故の発生について、県に報告する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第2節「情報の収集・伝達」参照。



#### 2 消火・救助・救急活動

消防班は、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防班は、乗客、地域住民救出のため、救出班を編成し、担架等必要な資機材を投入して救出にあたる。

衛生医療班は、災害現場に救護所を設置する。

負傷者の救護は、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部、県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームが実施するが、緊急を要する場合又は不足する場合は、鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部、鎌ヶ谷総合病院に応援を要請する。

消防班は、応急措置を施した負傷者を救急指定病院等に搬送する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「救出・救急・消防」、第6節「応急医療救護」参照。

### 3 遺体の収容

健康福祉1班は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第13節「行方不明者の捜索・遺体の処理」参照。

### 4 交通規制

鎌ヶ谷警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。

また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

### 5 避難

事務局は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対し、避難の勧告又は避難の指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。

避難所1班～5班は、所管する避難所に職員を派遣して開設する。

なお詳細は、地震編 第3章応急対策計画第7節「避難」参照。

### 6 防疫・清掃

衛生医療班は、遭難機が国際線である場合は、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

災害現場の清掃は、当該航空運送事業者等と協議し行う。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第12節「防疫・清掃」参照。

### 7 広報

秘書広報班は、広報車、防災行政無線又は報道機関等を通じて、住民等に対し次の内容の広報を行う。

#### ■広報内容

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 市及び関係機関が実施する応急対策の概要</li><li>② 避難の指示、勧告及び避難先の指示</li><li>② 地域住民等への協力依頼</li><li>④ その他必要な事項</li></ol> |
|---|

### 8 その他の支援

事務局は、県、原因者等関係機関の要請により、次のような施設の使用に協力する。

また、必要に応じて物資等の供給を行う。

- ① 関係機関の現地対策本部
- ② 被災家族の待機所
- ③ 報道機関の集合場所

## 第4 復旧計画

それぞれの原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、地震編 第4章「災害復旧計画」に準ずるものとする。

## 第2節 鉄道災害対策

### 第1 基本方針

市域の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故、又は火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

### 第2 予防計画

#### 1 連絡体制の整備

東武鉄道株式会社、新京成電鉄株式会社及び北総鉄道株式会社と連携をとり、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

#### 2 道路施設等の整備

道路管理者、鉄道事業者と連携して、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切の統廃合の促進等、踏切の改良に努める。

### 第3 応急対策計画

事務局は、災害の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

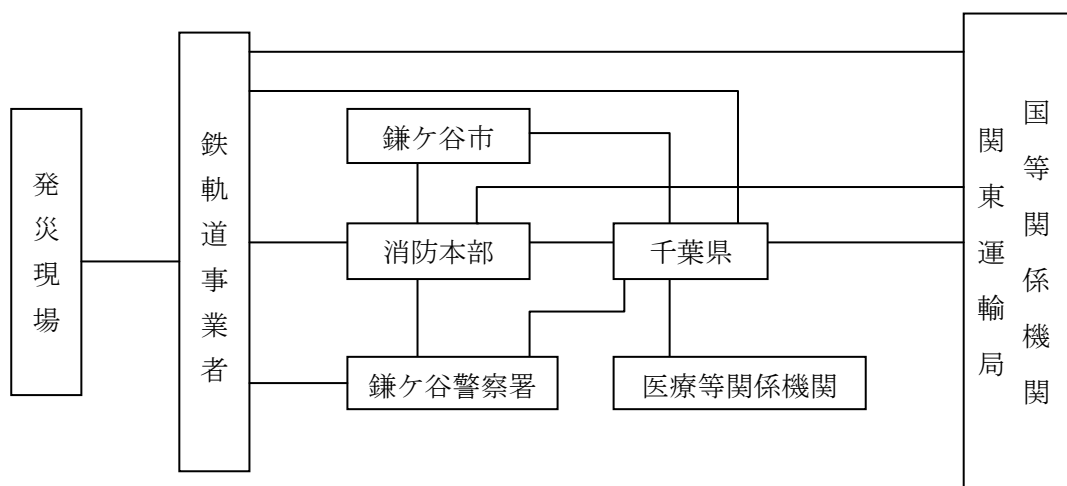
なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第1節「災害体制の確立」参照。

#### 1 情報収集・伝達体制

発見者からの通報があった場合、消防班は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

事務局は、事故の発生について、県に報告する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第2節「情報の収集・伝達」参照。



## 2 消火・救助・救急活動

消防班は、速やかに火災の状況を把握するとともに消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防班は、救助活動を行い、負傷者等を救急指定病院に搬送する。事務局は、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、市町村に応援を要請する。民間からは救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「救出・救急・消防」参照。

## 3 交通規制

鎌ヶ谷警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を図る。

## 4 避難

事務局は、鉄道災害により影響を受ける区域の住民に対し、避難の勧告又は避難の指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。

避難所1班～5班は、所管する避難所に職員を派遣して開設する。また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い避難所を開設する。

消防班等は、避難誘導にあたっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第7節「避難」参照。

# 第4 復旧計画

それぞれの原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、地震編 第4章「災害復旧計画」に準ずるものとする。

## 第3節 道路災害対策

### 第1 基本方針

市域の道路において、斜面及び擁壁の崩落、車両の衝突、車両火災及び危険物の流出により多数の死傷者を伴う道路災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

### 第2 予防計画

#### 1 危険箇所の把握・改修

災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。

#### 2 資機材の保有

被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有又は調達できるような体制をとる。

### 第3 応急対策計画

事務局は、災害の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

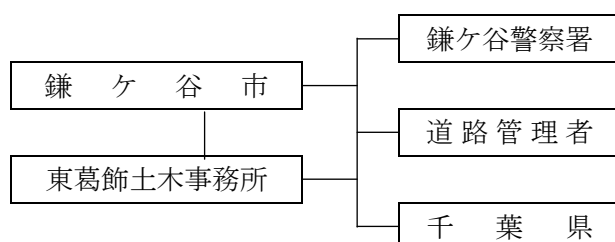
なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第1節「災害体制の確立」参照。

#### 1 情報収集・伝達体制

消防班、都市建設2班・3班は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、東葛飾土木事務所へ通報する。

事務局は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第2節「情報の収集・伝達」参照。





## 2 救助・救急

消防班は、救助活動を行い負傷者等を救急指定病院に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、市町村に応援を要請する。民間からは救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第5節「救出・救急・消防」参照。

## 3 流出危険物等の拡散防止及び除去

原因者及び道路管理者は、流出した危険物の防除活動を行う。

## 4 交通規制

鎌ヶ谷警察署は、被害の拡大を防止するため交通規制を行う。

## 5 避難

事務局は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、避難の勧告又は避難の指示を伝達し、安全な地域の避難所開設を指示する。避難所1班～5は、避難所に職員を派遣して開設する。

消防班等は、避難誘導にあたっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第7節「避難」参照。

## 6 広報

秘書広報班は、地域住民等の民心安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難の勧告等を踏まえた警戒情報を広報する。

# 第4 復旧計画

それぞれの原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、地震編 第4章「災害復旧計画」に準ずるものとする。



## 第4章 放射性物質事故対策

### 第1節 基本方針

核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項となっており、市及び千葉県では、放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質事故対策の経験から、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、本計画に放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定めることとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定める「放射性物質事故対応マニュアル」によることとする。

また、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もこれらの動向を踏まえることとする。

### 第2節 放射性物質事故の想定

#### (1) 市内の放射性物質取扱い事業所における事故の想定

市内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はない。

#### (2) 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

#### (3) 県外の原子力事業所や原子力艦における事故の想定

茨城県等に立地している原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

また、原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

### 第3節 予防対策

#### 1 県内の放射性物質取扱事業所の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

## 2 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にする。

## 3 通信手段の確保

市は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備を図る。

## 4 応急活動体制の整備

### (1) 職員の活動体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行う。

### (2) 防災関係機関の連携体制

市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。

### (3) 防護資機材等の整備

市は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

## 5 退避誘導體制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めるものとする。

また、特に放射性物質の影響を受けやすい、乳幼児、妊産婦、子ども、少年少女、また、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、その他の災害時要援護者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

## 6 広報相談活動体制の整備

市は、放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに市民等からの問い合わせに係る窓口の設置や報道機関を通じ、市民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備する。

## 7 防災教育・防災訓練の実施

### (1) 防災関係者への教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。

### (2) 市民に対する知識の普及

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

## (3) 訓練の実施

市は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

## 第4節 応急対策

### 1 災害体制の確立

市は、災害の状況に応じて災害警戒本部（注意配備～警戒配備）又は災害対策本部（第1配備～第2配備）を設置し、必要な対策を実施する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第1節「災害体制の確立」参照。

### 2 情報の収集・伝達体制

市は、放射性物質取扱事業所の事業者や発見者から、放射性物質取扱事業所の周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故、又は、放射性物質の事業所外運搬中の事故の通報があった場合、事故の発生について県に報告する。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第2節「情報の収集・伝達」参照。

### 3 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行う。また、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握を行い、市は、必要な協力を行う。

#### ■緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目

- |                      |
|----------------------|
| ① 大気汚染調査             |
| ② 水質調査               |
| ③ 土壌調査               |
| ④ 農林水産物への影響調査        |
| ⑤ 食物の流通状況調査          |
| ⑥ 市場流通食品検査           |
| ⑦ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査 |
| ⑧ 工業製品調査             |
| ⑨ 廃棄物調査              |

市においても必要に応じて放射線量の測定や放射線量測定器の貸出しを実施するものとし、市有施設等における測定結果については、速やかに市ホームページ等で公表する。

### 4 避難等の防護対策

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、国や県の指示等に基づき、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずる。

なお、特に放射性物質の影響を受けやすい、乳幼児、妊産婦、子ども、少年少女への配慮（放射線の

影響の少ない避難施設や避難環境の優先提供、安全な水・食料の優先提供など）が必要である。

■防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ① 放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ② ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ③ プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

## 5 緊急輸送

県は、放射性物質事故による被害発生時における円滑な応急活動を実施するため、関係機関と相互に連携のうえ、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応する。また、必要に応じ、航空応援の要請を行う。

## 6 緊急時被ばく医療対策

県は、必要に応じ、国、独立行政法人放射線医学総合研究所等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行う。市は、あらかじめ、県と連携し、医療機関との連携体制を整備しておく。

## 7 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防本部は、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

## 8 広報相談活動

市は、放射性物質事故が発生した場合、県が実施したモニタリング結果などの情報を把握し、迅

速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ市民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行う。

#### (1) 広報活動

情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、市ホームページ、かまがや安心eメール、ツイッター等により行う。

#### (2) 市民からの問い合わせに対する対応

市民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設する。

## 9 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市は、住民の内部被ばくに対処するため、県及び国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

### ■食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛 乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

## 10 広域避難者の受入れ

市は、被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

### (1) 広域避難の要請

市の区域を越えて避難をすることが必要となる場合には、広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議する。また、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県に要請し、国を通じて相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

### (2) 広域避難者の受入れ支援

広域避難について、本市が協議を受けた場合は、同時被災などで受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

なお、詳細は、地震編 第3章応急対策計画第4節第2「広域応援派遣要請」参照。

# 第5節 復旧対策

## 1 汚染された土壌等の除染等の措置

県と連携し、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行う。

## 2 各種制限措置等の解除

県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

## 3 被災住民の健康管理

県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

## 4 避難者への支援

市内外避難者の、子育て家庭への支援を重点的に行う。

## 5 風評被害対策

国や県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

## 6 廃棄物等の適正な処理

国や県等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。